

## 上場会社監査事務所登録規則

制 定 平成 18 年 12 月 11 日

最終変更 平成 21 年 7 月 8 日

### 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この規則は、本会が会則第 7 章に基づき設置する上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第 2 章 登 録

(登録申請を要する上場会社監査事務所等)

**第 2 条** 会則第 128 条第 1 項に定める登録の申請を要する上場会社監査事務所等は、上場会社（会則第 127 条第 1 項に定める上場会社をいう。以下同じ。）と監査契約を締結していない公認会計士又は監査法人のうち、次の各号に該当する公認会計士又は監査法人をいう。

- 一 上場会社と新たに監査契約を締結した公認会計士又は監査法人
- 二 金融商品取引所に上場を申請した会社（以下「上場申請会社」という。）と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人

**2** 前項に定める上場会社監査事務所等は、次の各号に定める登録の申請義務が最初に生じた日から起算して 30 日以内に登録を申請しなければならない。

- 一 前項第一号においては、上場会社と監査契約を締結した日（会社法第 328 条第 1 項に規定する会計監査人若しくは同法第 346 条第 4 項に規定する一時会計監査人又は金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定する監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人として就任した日とする。）

- 二 前項第二号においては、上場申請会社が上場を申請した日

(登録審査中の上場会社監査事務所等の取扱い)

**第 3 条** 品質管理委員会（以下「委員会」という。）は、上場会社監査事務所等から、会則第 128 条第 1 項に定める登録の申請があった場合は、上場会社監査事務所名簿に登録するまでの間、当該上場会社監査事務所等を、登録審査中の事務所として準登録事務所名簿に登録するものとする。

(組織再編に係る登録申請の取扱い)

**第 4 条** 登録監査事務所（会則第 129 条第 4 項に定める登録監査事務所をいう。以下同じ。）が、合併等による組織再編を行った場合の登録の申請の取扱いは細則をもって定める。

(登録の申請書類)

**第 5 条** 会則第 128 条第 2 項に規定する規則に定める書類は、次の書類とする。

- 一 上場会社監査事務所概要書
- 二 品質管理システム概要書
- 三 公認会計士法（以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項（法第 16 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）又は法第 34 条の 16 の 3 第 1 項の規定により説明書類

を公衆の縦覧に供しなければならない上場会社監査事務所等にあつては、当該説明書類

- 2 前項第一号及び第二号の書類の様式その他必要な事項は、細則で定める。
- 3 第1項各号の書類は、原則として、本会の定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し提出するものとする。
- 4 委員会は、会則第128条第2項に定める誓約書並びに第1項第一号及び第二号の書類の記載事項のうち細則で定める事項並びに第三号の説明書類（以下「説明書類」という。）を開示するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、説明書類について、法定監査関係書類等提出規則第23条に規定する方法により同規則第22条の規定による提出があつた場合は、委員会に説明書類の提出があつたものとみなす。

（登録申請の受付の留保）

**第6条** 会則第128条第3項に定める申請の受付は、監査の品質管理に関して、次の各号に該当した場合、各号に定める期間、留保するものとする。

- 一 法第29条第二号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める2年以内の業務停止の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から当該業務停止期間終了後1か月を経過する日までの間
- 二 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める法第34条の13第1項に規定する業務管理体制の改善命令の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間
- 三 法第29条第一号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める戒告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間
- 四 法第31条の2第1項又は法第34条の21の2第1項に定める課徴金納付命令の処分を受けた場合（当該課徴金納付命令の処分と併せて前三号に規定する処分を受けた場合を除く。）  
課徴金納付命令を受けた日の翌日から1か月を経過する日までの間
- 五 法第34条の2、第34条の21第1項又は法第34条の29第1項に定める指示を受けた場合  
指示を受けた日の翌日から1か月を経過する日までの間
- 六 公認会計士・監査審査会が、法第41条の2に基づき行政処分その他の措置を内閣総理大臣に勧告した場合  
その勧告があつた日の翌日から1か月を経過する日までの間。ただし、当該期間中に勧告を踏まえた処分又は指示を受けたときは、当該処分又は指示を受けた日までの間とする。
- 七 会則第50条第2項第四号に定める本会からの退会の勧告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から退会の日又は当該勧告が効力を有しなくなつて後1か月を経過する日までの間
- 八 会則第50条第2項第二号に定める会員に与えられた権利の停止の処分を受けた場合

処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月を経過する日までの間  
九 会則第50条第2項第一号に定める戒告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間

(登録の審査及び審議)

**第7条** 委員会は、会則第129条第3項の審査において、審査の対象である上場会社監査事務所等に対し品質管理レビューを実施するものとする。

2 品質管理審議会(以下「審議会」という。)は、委員会が具申した結論案を審議した結果、必要と認めるときは、委員会に対し当該登録の申請に係る再審査を指示することができる。

(登録の判断基準)

**第8条** 委員会及び審議会は、会則第129条第3項に定める審査及び審議に当たり、次の各号を基準として、登録の申請があった上場会社監査事務所等の登録を認めないことを検討する。

一 正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった場合

二 品質管理レビュー報告書において否定的結論が付されている場合

三 品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が付され、かつ、会則第123条第3項に基づき本会の会長に報告される事項に該当する限定事項がある場合

(登録の抹消)

**第9条** 登録監査事務所及び第3条の登録審査中の上場会社監査事務所等(以下「登録監査事務所等」という。)は、上場会社との監査契約をすべて解除した場合その他細則に定める事項に該当した場合は、当該事実が生じた日から30日以内にその旨を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の届出等により、前項の事実を確認したときは、遅滞なく上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を抹消するものとする。

### 第3章 報告

(定期報告)

**第10条** 登録監査事務所等は、毎年3月31日における第5条第1項第一号の上場会社監査事務所概要書を作成し、説明書類とともに同年6月末日までに委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録監査事務所等である監査法人が、別途会計年度を定めている場合には、毎会計年度末日における上場会社監査事務所概要書を作成し、説明書類とともに同会計年度終了後3か月以内に委員会に提出しなければならない。

3 第5条第5項の規定は、前2項の規定による説明書類の提出について準用する。

(変更報告)

**第11条** 登録監査事務所等は、上場会社監査事務所概要書及び品質管理システム概要書の記載事項のうち、細則に定める事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から30日以内に変更事項を委員会に届け出なければならない。

### 第4章 措置等

(措置等の判断基準)

**第12条** 委員会及び審議会は、会則第131条第4項に定める判断に当たって、措置等の公平性を担保するため、細則に定める判断基準に拠らなければならない。

2 前項に定める措置等の判断基準は、次の各号に区分して細則に定めるものとする。

- 一 登録監査事務所が、正当な理由がなく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった場合
- 二 品質管理レビュー報告書に否定的結論が付されている場合
- 三 品質管理レビュー報告書に限定事項付き結論が表明されている場合
- 四 改善勧告書に、その他の改善勧告事項が付され、かつ、当該改善勧告事項について改善措置が講じられていない場合
- 五 その他会則第130条に定める登録監査事務所の規約に基づき、関係規定を遵守しなかった場合

(登録監査事務所の説明の機会)

**第13条** 審議会は、会則第131条第3項第四号の上場会社監査事務所部会からの登録の取消しの措置を審議する場合においては、当該登録監査事務所に説明の機会を与えなければならない。

(懲戒処分等を受けた場合の取扱い)

**第14条** 会則第132条第1項各号に定める取扱いは、監査の品質管理に関して、次の各号に該当した場合、各号に定める期間、取扱いの概要を開示するものとする。この場合において、第二号イからハまでに定める処分と併せて、課徴金納付命令の処分を受けたときは、当該懲戒処分等の開示期間中、その旨も併せて開示するものとする。

一 会則第132条第1項第一号による開示

法第29条第三号の登録の抹消、法第34条の21第2項の解散命令若しくは法第34条の29第2項の登録の取消し又は法第29条第二号、法第34条の21第2項若しくは法第34条の29第2項の2年以内の業務停止の処分（次号イに規定する場合を除く。）を受けた場合

処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間

二 会則第132条第1項第二号による開示

イ 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める2年以内の業務の一部停止の処分を受けた場合

処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月を経過する日までの間

ロ 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める法第34条の13第1項に規定する業務管理体制の改善命令の処分を受けた場合

処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間

ハ 法第29条第一号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める戒告の処分を受けた場合

処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間

ニ 法第31条の2第1項又は法第34条の21の2第1項に定める課徴金納付命令の処分を受けた場合（当該課徴金納付命令の処分と併せてイからハまでに規定する処分を受けた場合を除く。）

課徴金納付命令を受けた日の翌日から1か月を経過する日までの間

ホ 法第34条の2、法第34条の21第1項又は法第34条の29第1項に定める指示を受けた場合

- 指示を受けた日の翌日から1か月を経過する日までの間
- へ 公認会計士・監査審査会が、法第41条の2に基づき行政処分その他の措置を内閣総理大臣に勧告した場合  
その勧告があった日の翌日から1か月を経過する日までの間。ただし、当該期間中に勧告を踏まえた処分又は指示を受けたときは、当該処分又は指示を受けた日までの間とする。
- ト チから又までに規定する処分に付加して会則第50条第2項第五号に定める金融庁長官への登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求の処分を受けた場合  
チから又までに規定する処分を受けた場合の開示期間
- チ 会則第50条第2項第四号に定める本会からの退会の勧告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から退会の日又は当該勧告が効力を有しなくなって後1か月を経過する日までの間
- リ 会則第50条第2項第二号に定める会員に与えられた権利の停止の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から当該停止期間終了後1か月を経過する日までの間
- ヌ 会則第50条第2項第一号に定める戒告の処分を受けた場合  
処分の日の翌日から1か月を経過する日までの間

(未登録監査事務所名簿等の開示の取り止め)

**第15条** 委員会は、会則第131条第5項第二号、第132条第2項第一号及び第133条第3項に定める開示が行われている上場会社監査事務所が上場会社との監査契約の解除その他細則に定める事実を確認した場合は、遅滞なく当該開示を取り止めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により開示を取り止めたときは、その旨を会長及び審議会に報告するものとする。

3 会長は、委員会から前項の報告を受けたときは、遅滞なくその旨を当該事務所に通知するものとする。

(品質管理レビューによる限定事項等の開示の取り止め)

**第16条** 委員会は、品質管理レビューにより、会則第131条第5項第一号に定める開示が行われている登録監査事務所が改善措置を講じたことを確認し、当該開示を取り止める必要があると判断した場合は、その結論案を審議会に具申するものとする。

2 審議会は、前項の結論案を審議し、開示を取り止めることを決定することができる。

3 前項の決定をした場合における審議会及び会長の手続は、会則第134条第1項及び第2項を準用する。

4 委員会は、会長から当該登録監査事務所に通知をした旨の報告を受けたときは、遅滞なく当該開示を取り止めるものとする。

## 第5章 通知等

(文書の通知と申渡し)

**第17条** 本会が会則第7章に関し行う通知又は報告は、書面をもって行うものとする。

2 会長は、会則第131条第3項第四号及び第133条第1項の通知は、前項の書面に加え、口頭で申し渡すものとする。

## 第6章 準登録事務所

(準登録事務所の登録の申請書類)

**第18条** 会則第135条第2項に規定する規則に定める書類は、次の書類とする。

- 一 事務所概要書
- 二 品質管理システム概要書

2 第5条第2項から第4項までの規定(説明書類に関する部分を除く。)は、前項各号の書類について準用する。

(準登録事務所の定期報告及び変更報告)

**第18条の2** 定期報告に関する第10条(説明書類に関する部分を除く。)及び変更報告に関する第11条の規定は、準登録事務所について準用する。

(会長による通知及び効力の発生時期)

**第19条** 会則第135条第3項の報告を受けた会長は、当該事務所にその旨を通知し、通知した旨を委員会に報告しなければならない。

2 委員会が会則第135条第3項に基づき決定した事項は、会長が当該事務所に通知した時からその効力を有する。

(準登録事務所名簿への登録及び開示)

**第20条** 委員会は、前条第1項の報告を受けたときは、当該事務所を遅滞なく準登録事務所として準登録事務所名簿に登録するとともに、第22条第3項に定める事項を開示するものとする。

2 委員会は、第3条の規定により準登録事務所名簿に登録したときは、第22条第3項に定める事項を開示するものとする。

## 第7章 不服申立

(不服申立の手続)

**第21条** 会則第136条に基づき不服申立をする上場会社監査事務所は、通知に記載された事実及び判断理由に重要な影響を与える新たな事実があるときに限り、通知を受けた日から30日以内に不服申立書を審議会に提出し、審査を受けることができる。

2 審議会は、前項の不服申立書が提出されたときは、委員会に調査を命ずることができる。

3 審議会は、当該不服申立に対する結論を議決したときは会長に報告し、会長が当該上場会社監査事務所に文書をもって通知するものとする。

4 委員会は、不服申立が認められた場合は、前項の会長の通知を受けて、実施された措置等を取り止める手続を取らなければならない。

## 第8章 名簿

(名簿の記載事項)

**第22条** 会則第127条に定める上場会社監査事務所名簿は、次の各号を記載する。

- 一 事務所名称
- 二 所在地
- 三 代表者
- 四 会則第131条第5項第一号又は第132条第2項第二号に基づき開示を要する事項

- 五 直近の品質管理レビュー実施時期
  - 六 その他細則に定める事項
- 2 会則第127条に定める未登録監査事務所名簿は、次の各号を記載する。
- 一 事務所名称
  - 二 所在地
  - 三 代表者
  - 四 会則第131条第5項第二号、第132条第2項第一号又は第133条第1項第一号若しくは第二号に基づき開示を要する事項
  - 五 その他細則に定める事項
- 3 会則第127条に定める準登録事務所名簿は、次の各号を記載する。
- 一 事務所名称
  - 二 所在地
  - 三 代表者
  - 四 第3条の規定により準登録事務所名簿に登録された場合にあっては、その旨
  - 五 その他細則に定める事項
- 4 上場会社監査事務所名簿、未登録監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の様式、媒体及び開示方法は、細則をもって定める。

## 第9章 補 則

(細則)

**第23条** この規則に定めるもののほか、上場会社監査事務所部会の登録その他運営に必要な事項は細則をもって定める。

### 附 則

- 1 この規則は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項の適用日において、会則第127条第1項に定める上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所の登録申請期限は、第2条の規定にかかわらず、平成19年7月15日までとする。この場合において、第3条は適用しない。
- 3 前項の上場会社監査事務所は、平成19年7月15日までに上場会社との監査契約をすべて解除し、品質管理委員会がその事実を確認した場合は、登録の申請を要しない。
- 4 第2項に定める上場会社監査事務所のうち、平成19年7月15日までに登録の申請をしない上場会社監査事務所は、会則第133条に定めるところにより、平成19年8月1日以降に未登録監査事務所名簿に記載し、開示するものとする。
- 5 第2項に定める上場会社監査事務所の登録の申請に係る受付の留保は、次の各号に定めるとおりとする。
  - 一 第6条第一号の懲戒処分等を受けた場合  
第6条第一号の規定にかかわらず、監査法人が法第34条の21第2項に定める2年以内の業務の一部停止の処分を受けた場合において、処分内容に事務所全体の監査の品質管理の状況に重要な欠陥が含まれていないと認められるときは、登録を受け付ける。ただし、この場合、同号に定める期間、懲戒処分等を受けた旨を上場会社監査事

務所名簿に記載し開示する。

二 第6条第二号から第五号までの懲戒処分等を受けた場合

第6条第二号から第五号までの規定にかかわらず、いずれも登録を受け付ける。ただし、各号に定める期間、懲戒処分等を受けた旨を上場会社監査事務所名簿に記載し開示する。

6 第2項に定める上場会社監査事務所の登録の申請に係る審査及び審議は、会則第129条第3項の規定にかかわらず、会則第128条第2項に定める書類の審査のみによるものとし、品質管理レビューの結果を考慮しないものとする。ただし、第1項の適用日前に実施した品質管理レビューにより改善勧告が付された上場会社監査事務所について、品質管理委員会が適用日以後に行う品質管理委員会規則第3条の3に基づく改善措置の状況の確認を実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが認められたときは、上場会社監査事務所名簿の登録後において、会則第131条に定める措置を講じることを妨げない。

**附 則**（平成19年12月10日改正）

この改正規定は、平成19年12月11日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年9月30日から適用する。

**附 則**（平成21年7月8日改正）

- 1 この改正規定は、平成21年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条及び第14条の改正規定は、会則第50条の改正規定並びに第50条の2、第50条の3及び第50条の4の新設規定について、金融庁長官の認可があった日（平成21年8月10日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所で、公認会計士法の規定により既に説明書類を公衆の縦覧に供しているものは、施行日から1か月以内に当該説明書類を委員会に提出するものとする。
- 3 この改正規定による改正後の第5条第4項の規定は、前項の規定により提出された説明書類について準用する。
- 4 施行日前にこの改正規定による改正後の第5条第5項に規定する提出があった場合は、施行日に同条第1項第一号の説明書類の提出があったものとみなす。